

【資料 1】

第 6 次小山市行政改革大綱実施計画の変更について

1. 目標効果額の変更について

目標効果額を変更する取組みはNo.50「市税等の現年度分収納率向上」の1項目です。この変更に伴い、全取組みの合計目標効果額等が以下の通り変更となるものです。

取組項目	担当課	目標効果額(千円)		
		変更前	変更後	変更額
No.50 市税等の現年度分収納率向上	納税課	457,166	863,053	405,887
全取組合計目標効果額		2,017,000	2,422,887	—

2. 計画内容を変更する取組み項目数

- (1)取組み概要を見直す取組み 1 項目
- (2)推進計画(内容・スケジュール)を見直す取組み 3 項目
- (3)指標(内容・数値)を見直す取組み 4 項目

3. 各取組みにおける変更内容

No.27 工業団地の分譲促進【工業振興課】

変更項目		変更前	変更後
推進計画	内容①	—	小山東部工業団地第二工区の造成促進
	スケジュール	—	29～31 年度実施
	内容②	—	テクノパーク小山南部工業団地の造成促進
	スケジュール	—	30・31 年度実施
<p>【理由】分譲可能区域が小山東工業団地 1 区画のみとなったことから、新たな分譲区画を整備するため、小山東部工業団地第二工区及びテクノパーク小山南部工業団地の造成を促進する。 上記の計画を推進計画に加えるもの。</p>			

No.48 ジェネリック医薬品の利用促進【国保年金課】

変更項目		変更前	変更後
指標	目標値	27 年度 40%、28 年度 50%、 29 年度 55%、30・31 年度 60%	27 年度 60%、28 年度 65%、 29 年度 70%、30 年度 75%、 31 年度 80%
<p>【理由】厚生労働省の目標値が変更されたため変更するもの。</p>			

No.50 市税等の現年度分収納率向上【納税課】

変更項目		変更前	変更後
取組概要	内容	<p>第6次行政改革では市税の現年度分収納率向上を充実展開する取組みを推進する。督促状、催告書、返戻等に対する実態調査及び財産調査実施により早期滞納処分及び執行停止処理を迅速に実施する。</p> <p>滞納処分や執行停止処理の判断資料を早期に取得するため、関係各課連携による臨戸訪問などで接触を強化し、納税相談・実態調査を行う。</p> <p>差押後納入額が少ないケースを見直し、抵当権等により換価価値がない場合は解除し、執行停止処理等を速やかに行う。</p> <p>インターネット公売のさらなる活用と差押えた不動産の公売を実施する。</p> <p>現年度分早期徴収に向けマルチペイメントネットワーク収納による納付環境の整備を行う。</p>	<p>収納率向上対策については、税負担の公平性の観点から課税客体的確な捕捉に努めるとともに、平成 27 年度から「お願い型」から「調査・処分型」に滞納整理手法を転換し、3 つの取組みを重点に収納率向上を図る。</p> <p>現年度対策として、一斉催告、督促状同封催告、県税との共同催告等、文書催告を中心に滞納整理を推進し、新規滞納者の抑止を図る。滞納繰越対策として、早期の財産調査と滞納処分を実施し、滞納者に対しペナルティーがあることを意識付けし、納税意識の向上を図る。差押案件の適正処理として、県税事務所指導のもと、換価価値のない不動産差押案件の整理を実施する。</p> <p>現年度分早期徴収に向け、平日延長窓口・日曜納税相談窓口の開設、コンビニ収納・クレジット収納・ペイジー収納、口座振替を推進し、納税環境の充実を図る。</p>
推進計画	内容①	臨戸訪問による接触強化、差押えた不動産公売の実施	文書催告の実施
	内容②	有効な滞納整理の調査研究と実施	財産調査と差押の実施
	スケジュール	29～31 年度実施	27～31 年度実施
指標	目標値	<p>現年度分調定額に対する現年度分収入済額の割合(%)</p> <p>27 年度 97.70%、28 年度 97.75%、29 年度 97.80%、30 年度 97.85%、31 年度 97.90%</p>	<p>現年度分調定額に対する現年度分収入済額の割合(%)</p> <p>27 年度 98.00%、28 年度 98.30%、29 年度 98.35%、30 年度 98.40%、31 年度 98.45%</p>
<p>【理由】平成 27 年度の市税確保対策本部会議において、平成 27 年度から「お願い型」から「調査・処分型」に滞納整理手法を転換することが決定したため。</p>			

No.52 個人市民税未申告調査の強化【市民税課】

変更項目		変更前	変更後
指標	指標名	個人市民税未申告調査における申告受付件数	個人市民税未申告調査対象者に対する申告受付件数の割合
	目標値	27 年度 175 件、28 年度 180 件、29 年度 185 件、30 年度 190 件、31 年度 195 件	27 年度 30.0%、28 年度 35.0%、29 年度 40.0%、30 年度 45.0%、31 年度 50.0%
<p>【理由】例年未申告調査対象件数は異なり、申告受付件数のみでは成果が確認できないため。</p>			

【資料 1】

No.65 「小山市公共施設等総合管理計画」の推進 【総合政策課】

変更項目		変更前	変更後
推進計画	内容	「小山市公共施設等総合管理計画」の見直し	「小山市公共施設等マネジメント推進計画」の策定
	スケジュール	27～31 年度実施	28・29 年度実施
	スケジュール	公共施設の更新・統廃合・長寿命化の実施 29～31 年度実施	公共施設の更新・統廃合・長寿命化の実施 30・31 年度実施
<p>【理由】平成 27 年度に策定した「小山市公共施設等総合管理計画」の見直しは5年ごとに実施する。平成 28 年度からは「公共施設マネジメント推進事業」を実施し、平成 28・29 年度の 2 ヶ年で「公共施設等マネジメント推進計画」を策定するため。</p>			

No.77 地域医療の推進 【健康増進課】

変更項目		変更前	変更後
指標	指標名	地域医療推進の進捗度	地域医療推進の進捗度(市民会議参加者数)
	目標値	27 年度 20%、28 年度 40%、 29 年度 60%、30 年度 80%、 31 年度 100%	27 年度 65 人、28 年度 83 人、 29 年度 101 人、30 年度 119 人、 31 年度 137 人
<p>【理由】「市民会議参加者数」が事業の進捗度を図る指標としてより適しているため。</p>			